

（かじ取装置）

第7条 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、保安基準第11条の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第13条、第91条及び第169条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 かじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものであること。
 - 二 かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。
 - 三 かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。
 - 四 かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相違がないこと。
 - 五 かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相違がないこと。
- 2 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第11条第2項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第13条第4項、第91条第4項及び第169条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1437号）による改正前の細目告示第13条第2項、第91条第2項及び第169条第2項で定める基準に適合するものであればよい。
- 一 乗車定員11人以上の自動車
 - 二 二輪自動車
 - 三 側車付二輪自動車
 - 四 カタピラ及びそりを有する軽自動車
 - 五 最高速度50キロメートル毎時未満の自動車
 - 六 かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35度を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - 七 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成19年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。）
- 3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第11条第2項並びに同項の規定に基づく細目告示第13条第4項、第91条第4項及び第169条第2項の規定は適用しない。
- 一 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げる自動車
 - イ 最高速度50キロメートル毎時未満の自動車
 - ロ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35度を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - 二 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車
 - イ 平成23年3月31日以前に製作された自動車

- ロ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車（平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
- ハ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車であって平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。）
- 4 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示別添6の3.1.2.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版規則5.2.2.の規定」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.2.の規定」と、同別添6の3.2.1.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版規則5.2.1.4.及び5.2.1.5.の規定」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.1.4.及び3.2.1.5.の規定」と読み替えるものとする。
- 5 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成25年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第13条第4項及び第91条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。
- 6 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第13条第4項及び第91条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成31年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量12トンを超えるもの及び被牽引自動車（平成29年7月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第675号）による改正前の細目告示第13条第1項及び第91条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上

の自動車であって車両総重量5トンを超えるもの及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であって車両総重量12トン以下のもの(平成28年7月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。)については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成26年国土交通省告示第675号)による改正前の細目告示第13条第1項及び第91条第1項の規定に適合するものであればよい。

9 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、細目告示第13条第5項、第91条第6項及び第169条第3項の規定は、適用しない。

10 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成29年国土交通省告示第906号)第1条による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。

一 平成31年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年3月31日)以前に製作された自動車

二 平成31年10月1日から平成33年3月31日まで(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで)にだだ製作された自動車(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)であつて、次に掲げるもの

イ 平成31年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年3月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成31年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年4月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成31年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年3月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 平成31年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年4月1日)以降に製作された自動車(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。)であつて、次に掲げるもの

イ 平成31年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年3月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成31年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年4月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成

31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

四 平成33年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成35年3月31日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

11 次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1175号）第1条による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第79号4に定める自動命令型操舵機能（同規則第3改訂版補足改訂版の2・3・4・1・3・、2・3・4・1・5・及び2・3・4・1・6・（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。）に係わるものを除く。）を備える自動車にあっては、この限りでない。

一 平成33年3月31日以前に製作された自動車

二 平成33年4月1日から平成35年3月31日までに製作された自動車（かじ取装置に係る電波障害防止装置を有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ 平成33年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成33年4月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成33年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 平成33年4月1日以降に製作された自動車（かじ取装置に係る電波障害防止装置を有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの

イ 平成33年3月31日以前に指定を受けたか型式指定自動車

ロ 平成33年4月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成33年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

四 平成35年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの